

戦後日本の受勲者における職業的属性

小川賢治

用いたデータは、朝日・毎日・読売の三紙の、昭和四十一、四十五、五十、五十五の各年の四月二十九日付（五十年のみは四月三十日付）に掲載されている「春の叙勲者一覧」から得ている。なお、現役の公務員などが叙勲されるのを避けるため、受章資格はおおむね満七十歳以上とされている。

日本では戦後一時期停止されていた生存者に対する叙勲が昭和三十九年に再開された。ここでは勲章受章者の職業と彼の受けた勲章の等級の関連を検討する。叙勲とは国家や公共に対して功労を為した者に対して国家が行なう表彰であるから、そこには、いかなる種類の人間を望ましいとみなすかに関する国家の価値体系が現れてくる。それゆえ、受章者の勲章と職業の関連を検討することは、国家の有する価値体系、ひいては国家の性格を明らかにする一材料となりうるであろう。

戦前と異なつて戦後は勲章のもつ意味は大いに減少している。特権や特許待遇を伴わず、また、社会的にもほとんど関心を持たれない。しかし、それゆえにかえって国家の有する価値体系がより純粹に叙勲の実態の内に現れると考えられるようと思われる。検討の対象とするのは、旭日章・宝冠章・瑞宝章という三種類の勲章の、勲一等から勲七等までの七等級である。旭日章と宝冠章はそれぞれ男子向け、婦人向けと対象が異なるのみでランクは同等であり、瑞宝章より一段高く位置づけられている。従つて、七つの勲等の各々が旭日章・宝冠章と瑞宝章の二種に区分され、結局十四の段階を数えることになる。

勲章には以上のほかに、大勲位菊花章顎飾、大勲位菊花大綬章があるが、これらは皇族と元総理大臣など、対象者が定まっており、今回の分析の対象には含めていない。

受章者の職業区分は次のカテゴリーを用いている。まず、A、国家公務員ならびにそれに準ずる職業として、大臣、国會議員、官僚、出先官僚、自衛隊員、裁判官、検察官、国公立大学教員、公社公団という区分を行なつた。「出先官僚」とは、本省勤務の「官僚」から区別された、出先機関・地方機関に勤務する公務員を意味している。次に、B、地方公務員として、地方政治家、地方官僚、消防官、警察官、というカテゴリーを設けた。Cは、A・B以外の、公務員ならびにそれに準ずるものであり、調停委員・保護司・公安委員など、民間人でありながらこれらの公的な職に就いている者〔準公職〕と称しておく)と、中高等学校の教員がここに含まれる。最後にD、民間人として、弁護士、文化・社会・福祉団体、経営者、マスコミ・出版、芸術芸能、私立大学教員、といふかテゴリー区分を行なつてある。

戦前には勲章を授与される者の大部分は軍役経験者と定期叙勲の対象となる官吏であった。それに対して戦後の叙勲では次のような特色がみられる。(1)、最高い勲等に叙せられているのは大臣、国会議員、大企業経営者であり、国公立大学教員、高級官僚、裁判官、検察官がそれに次いでいる。それらの下位の勲等にあるのが自衛隊出身者と私立大学教員である。逆に、最も低い等級の勲章は消防官、警察官などに主に与えられている。(2)、叙勲には階級性が存在する。官僚は職位により、経営者は企業規模により、

地方政治家は自治体の規模により、勲等が規定されてくる。⁽³⁾、中央と地方の格差の存在。国政に関与する政治家と地方政治家とでは勲章の等級に格差がある。このことは中央の官僚と地方の官僚についても同様である。⁽⁴⁾、官民の格差。同じ大学教員であっても国公立大学の教員と私立大学の教員では勲等の格差は歴然としている。また同じ法律家であっても、公務員である裁判官、検察官と、民間人である弁護士とでは勲等の差は大きい。⁽⁵⁾、官の

偏重。公務員が受章者全体に占める比率は年々増大している。昭和五十五年には各勲等とも概ね七～八割が公務員によって占められている。図、少數の民間人の内では経営者がきわめて優遇されている。昭和五十五年には勲一等の民間人は全て経営者であり、他の勲等でもほぼ六割以上を経営者が占めている。
このような知見は現代日本の国家の特性を考える際に一つの示唆を与えるようと思われる。